

内閣府本府職員対応要領に基づく研修について

平成 28 年 7 月 29 日
内閣府大臣官房人事課

◆ 新規採用職員向け研修

1. 目的

障害者差別の解消に関する基本的な事項を理解するとともに、障害のある方の立場・心情を理解した、適切な対応を取れるようにすること。

2. 研修対象者

平成28年度内閣府新規採用職員等

3. 内容

- (1) 対応要領の概要説明 (15分) 【官房人事課】
- (2) 疑似体験型研修 (2時間15分) 【外部委託】

4. 疑似体験型研修の内容

研修生を5つの班に分け（1班15名程度）、以下の各ブースを班ごとに順次訪問し、多様な障害への理解を深める。

- (1) 聴覚障害：聴覚障害のある講師が、手話等を用い、日常生活や多様なコミュニケーション方法を紹介。
- (2) 視覚障害：視覚障害のある講師が、点字や読み上げソフト等を使い、必要となる配慮を紹介。
- (3) 身体障害：身体障害のある講師が、日常生活の状況等を紹介し、必要となる配慮を紹介。
- (4) 視覚障害（体験型）：研修生がアイマスクを着用し、白杖を用いて移動。サポートする際の留意点などを紹介。
- (5) 身体障害（体験型）：研修生が車いすに乗り、段差やスロープを移動。サポートする際の留意点などを紹介。



全体の様子：5つのブースを設け研修生が巡回



(1) 聴覚障害のある講師から手話等を用いて説明



(2) 視覚障害のある講師から点字、読み上げソフト等の紹介



(3) 身体障害のある講師から日常生活等について紹介



(4) 視覚障害体験：講師から白杖の扱いや声掛けする際の留意点などを説明



(4) 視覚障害体験：手元に置いた物の位置を示す際、「3時の方向に置きました」と伝え、視覚障害のある方に正しく位置を伝える体験



(4) 視覚障害体験：アイマスクを着用し、障害物を避けながらサポートする側・される側の両方を体験